

令和4年度（2022年度）北海道いじめ問題審議会（第1回）会議録

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) いじめ防止等の取組について
 - (3) その他
- 3 閉会

【出席者】

○北海道教育大学教授	平野 直己（オンライン）
○札幌学院大学准教授	井上 大樹
○北海道PTA連合会参与	三澤 祥子
○北翔大学教授	飯田 昭人
○北海道社会教育委員連絡協議会会長	岩野 真志
○北翔大学准教授	新川 貴紀
○札幌国際大学教授	鈴木 憲治
○北海道人権擁護委員連合会委員	田坂 恭子（オンライン）
○札幌弁護士会「子どもの権利委員会」委員	根本 寛子（オンライン）
○北海道医師会常任理事	三戸 和昭（オンライン）

【事務局】

○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長	伊藤 伸一
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐	斉藤 孝之
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐	松田 卓也
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課主幹	前田 高伸
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課総括主査兼企画・調整係長	佐伯 基
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主査	稲川 洋生
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主任指導主事	永野間雅博
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係主任指導主事	佐藤 鮎美
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課生徒指導係指導主事	及川 剛志
○北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課企画・調整係主事	佐藤佳太郎

【日時及び場所】

- 令和4年（2022年）6月27日（月）18時00分～19時30分
- かでの2. 7 730研修室（札幌市中央区北2条西7丁目）

【会議録】

1 開会

（松田課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度（2022年度）第1回北海道いじめ問題審議会を開会いたします。はじめに、生徒指導・学校安全担当局長の伊藤より御挨拶申し上げます。

(伊藤局長)

皆さん、こんにちは。

今日はこの会場とオンラインの会場がありますので、申し訳ありませんが、座って御挨拶させていただきます。
北海道いじめ問題審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、皆様方、公務御多用の中、それから、今日は、遅い時間にも関わらず、このように、多く集まりいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、本道のいじめ防止の取組に向けまして、御理解、また、厚く御協力いただいておりますことをこの場を借りましてお礼申し上げます。

さて、本審議会ですが、北海道いじめの防止等に関する条例に基づきまして、北海道におけるいじめの防止等のための対策の推進を図るために、教育委員会の附属機関として設置され、開催するものであります。

本日は、本年度の第1回の審議会となります。

本審議会の会長、そして副会長を選出することになっております。

また、本年度、新たに2名の新しい委員の方に加わっていただくことになりました。

こうしたことから、本日の審議会では、皆様方といじめ防止対策推進法の趣旨を改めて確認するなど、理解を深めていくとともに、昨年10月に公表いたしました国の調査結果であります児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、この調査結果につきましても、改めて私どもの方から御報告させていただきたいと思っております。

本日、こうした審議会の進め方をさせていただきますが、皆様方におかれましては、限られた時間となっておりますが、本道のいじめ防止の取組に向けまして、忌憚のない御意見を賜り、本道教育の充実に向けて引き続きお力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げます、本日の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします

(松田課長補佐)

冒頭、局長の伊藤からも説明がありましたが、本日は、10名の委員のうち、オンラインでの参加者が4名ということで、今、皆様方、スクリーンの方で参加いただいている委員の方々、顔を御確認いただけるかと思いますが、10名全ての委員が出席しておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、今回、委員をお引き受けいただきました皆様方を、お手元の開催要項の名簿順に御紹介をさせていただきます。

まずお一人目です。

北海道教育大学教授の平野直己委員です。

オンラインの方でご参加いただいております。

お二人目です。

札幌学院大学准教授の井上大樹委員でございます。

(井上委員)

よろしくお願いいたします。

(松田課長補佐)

三人目です。

北海道PTA連合会参与の三澤祥子委員です。

(三澤委員)

三澤です。

よろしくお願いいたします。

(松田課長補佐)

四人目です。

北翔大学教授の飯田昭人委員です。

(飯田委員)

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

五人目です。

北海道社会教育委員連絡協議会会長の岩野真志委員です。

(岩野委員)

岩野でございます。

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

六人目です。

北翔大学准教授の新川貴紀委員です。

(新川委員)

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

七人目です。

札幌国際大学教授の鈴木憲治委員です。

(鈴木委員)

鈴木です。

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

八人目です。

北海道人権擁護委員連合会委員の田坂恭子委員です。

(田坂委員)

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

九人目です。

札幌弁護士会子どもの権利委員会委員の根本寛子委員です。

(根本委員)

よろしくお願いします。

(松田課長補佐)

最後、十人目になります。

北海道医師会常任理事の三戸和昭委員です。

(三戸委員)

三戸です。

よろしくお願ひいたします。

(松田課長補佐)

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に本日の日程について説明いたします。

本日の会議の日程・議事につきましては、お手元の開催要項を開いていただきまして、1ページ目に記載のとおり、(1)といたしまして、会長・副会長の選出について、(2)いじめ防止等の取組について、協議いただきます。

また、(3)その他につきましては、北海道いじめ問題審議会の会議の公開についての1(2)の規定に基づき、非公開としたいと考えております。

それでは、議事の一つ目であります。

会長及び副会長の選出を行います。

会長・副会長の選出につきましては、北海道いじめの防止等に関する条例第40条により委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、会長及び副会長の選出方法等につきまして、御意見はございますでしょうか。

はい、新川委員お願ひします。

(新川委員)

事務局にお任せします。

(松田課長補佐)

今、事務局にお任せいたしますという御発言がありました。御意見等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局案を御案内申し上げます。事務局といたしましては、飯田委員に会長を、根本委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様方がいかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

異議なしということで、それでは会長を飯田委員に、副会長を根本委員に決定させていただきます。

それでは、ここからの議事進行は飯田会長をお願いしたいと思います。飯田会長どうぞよろしくお願ひいたします。

(飯田会長)

よろしくお願ひいたします。

まず会長に選出されました北翔大学の飯田でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

一言、御挨拶させていただきます。

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、2014年(平成26年)に、この審議会が発足されてから、今年で9年目となります。

この間、いじめの防止に向けた体制づくりを進め、また、それらを真に意味あるものとするべく、関係各位と連携した取組を進めてきたと思ひます。

しかし、残念ながら、この間に重大事案も複数回発生しております。

北海道のいじめ事案が全国的にも注目されていますが、特定の学校の問題だけではなく、学校現場では、社会状況の変化に対応すべく、余裕のない運営をされていると考えます。

教職員一人一人が疲弊していれば、いじめという現象に気付く余裕もないと思ひます。

数多くのいじめ問題は存在しますが、それを取り返しのつかないものにならないために、学校、教育委員会、そして地域社会で連携して取り組んでいく必要がありますとともに、本審議会もしっかりその役割を果たして参りたいと思ひます。

最後になりますが、本審議会がいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、委員の皆様方とともに

力を合わせて取り組んでいければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続けて、議事の方を進めて参ります。

議事の2、いじめの防止等の取組について進めたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

(松田課長補佐)

本日は、第5期の委員で開催されます初めての審議会でありますので、いじめの対応の基本となります、いじめ防止対策推進法について、委員の皆様と内容を確認させていただきたいと思います。

それではお手元に配付させていただきました資料1を御覧いただけますでしょうか。

平成25年9月、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めました、いじめ防止対策推進法が施行されました。

そこで、資料の第一章には、いじめの定義が示されておりまして、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されたところです。

各学校におきましては、この定義に沿って、いじめを認知することとなっております。

次に資料の第二章です。

いじめ防止基本方針等について示されております。

国、地方公共団体、学校は、いじめの防止のための対策に対する基本的な方針の策定を定めることとされております。

学校は策定の義務がありますから、道内全ての学校において、学校いじめ防止基本方針を策定しており、各学校においては、自校のいじめ防止基本方針をもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでおります。

なお、地方公共団体は策定の努力義務となっておりますが、道では、資料2、北海道いじめ防止基本方針ということで、皆様方のお手元に配付させていただいておりますが、平成26年8月に北海道いじめ防止基本方針を策定しております。

また、道内全ての市町村におきましても、いじめの防止基本方針が策定されております。

資料1に戻りまして、次に、第三章と第四章の2を御覧ください。

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこととされており、各学校においては、学校いじめ対策組織により、組織的ないじめ対応を行うことが義務となっております。

最後に、第五章です。

重大事態への対処についてです。

重大事態とは、一つ目、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

もう一つ、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されております。

いじめ重大事態が発生した場合は、同様の事態の発生防止に資するため、速やかに、事実関係を明確にするための調査を行うものとされております。

なお、道立学校でいじめ重大事態が発生した際には、本審議会いじめ調査部会で調査審議することとなっております。

私からの説明は以上でございます。

(飯田会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑応答・協議に移ります。

ただいまの説明についての御質問、御意見のある委員の方は発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(三戸委員)

医師会の三戸でございます。

今の説明の第三章の2の、学校で複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くというふうになってはいますが、実は、先週、私立の高等学校から、いじめらしいものがあつたらしく、道に頼んだところ、第三者委員会を設置してくださいと言われたらしくて、医師とか弁護士とか、一般的な第三者委員会を想定しているのだと。

ただ、児童精神科の先生は、今、あまりいないので、診療自体がかなり忙しい状態で、学校でそのような組織を作れと言われて、医師がそこに全部入り込むというのは難しい。

ですから、この設置するというのは、すごく良いことだと思うのですが、この文言の関係者になってしまうと、かなり的人数を入れて組織しなさいというようになってしまふので、最低どの程度のことを意識して作られたものなのか、また、他のところの学校で、もし、そういうような組織を作っているとしたら、どういうメンバーでやっているのか教えていただきたい。

(飯田委員)

御質問ありがとうございます。

少々お待ちください。

お願いいたします。

(松田課長補佐)

水戸委員ありがとうございます。

水戸委員の方から、御説明いただいた先ほどの事例の私立学校のケースでいきますと、第三章の2のところの、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成されている組織を置くことについてなんですけれども、これは学校の方では常時、常に設置しているものという認識なんですけれども、水戸委員いかがでしょうか。

(三戸委員)

学校の方からの問い合わせで、北海道医師会に連絡が来しました。

紹介していただきたいということなんですけれども、我々は、医者の中から紹介するのはなかなか難しいもので、この構成メンバーこういうように書かれて、まあ、医師とは書いていないのですが、専門家その他の関係者により構成されるとなっているので、その辺の文言は、どの程度のことを考えているのだということをお聞きしたかったです。

(伊藤局長)

それでは、私の方から。

重ねて御質問いただいてありがとうございます。

三戸委員からの御質問いただいたのは、いじめの事案の中でも、特に、重大事態になった状況のときの御質問かと思えます。

今、手元にある資料1のものでございますが、第五章の重大事態への対処というところになります。

この重大事態への対処を見ていただきますと、例えば、細かい字になっておりますが、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるような、そういう本当に深刻化した重大事態になったケース。

この、重大事態になったときに調査をする、その調査をするときの調査組織のことについての御質問かと思えます。

ガイドライン等には、こういった調査をする際は、法律、心理又は医療、特に精神科、児童精神などの事例が挙げられております。

これは、ガイドラインとして挙げられておりますので、その事案に応じまして、専門的な立場の方々が調査員として協力をいただいて、その重大事態そのものを調査すると、そういうことになります。

最初に三戸委員から第三章の2のところでお質問があった、学校に置くという、この資料の第三章の2のと

ころについては、これは、必ず各学校では、教職員やスクールカウンセラーなど含めて、学校のいじめ問題について、必ず情報を共有して、対策について検討していく、そういう組織的な取組をするための委員会を学校の中に置くことになっていきますので、そういったところは、重大事態の調査を直接担当するということではないので、そこのところだけ整理させていただいて、御説明いたしました。

(飯田会長)

ありがとうございます。
三戸委員いかがでしょうか。

(三戸委員)

ありがとうございます。

たまたま、今日、この会議に出る前に、医師会に問合せがあったのが、私立学校でいじめがあって、学校に行けない状態が続いている方だったので、学校側がそういう人を、第三者委員会を作りなさいと言われたので、今の話の重大事態に近い状態の話なので、それで、医師会に相談されてきたのだと思います。

道立学校の場合は、教育委員会がやっていただけるのですけれども、私立学校の場合には、対応が違ってくるのではないのかなと思うので、一応、私立学校だからどうだということではないので、いじめ防止対策というのは全ての子どもたちに対して考えなければならない問題だと思いますので、あえて質問させていただきました。

どうもありがとうございました。

(飯田会長)

三戸委員どうもありがとうございました。
それでは、他に御質問、御意見はいかがでしょうか。
委員の皆様、よろしいですか。

他の議題もございますので、それでは、引き続き、いじめの防止等の取組についての御説明を事務局からお願いいたします。

(松田課長補佐)

それではお手元に配付させていただきました資料3を御覧いただければと思います。

昨年10月に公表されました令和2年度児童生徒の問題行動等調査、生徒指導上の諸課題に関する調査結果についての説明となります。

なお、本調査結果につきましては昨年度の第2回審議会においても説明させていただいたところですが、今年度新たに、2名の委員も加わりましたことから、改めて、北海道のいじめの状況について説明させていただきます。

それでは、「1 いじめの認知件数の推移」では、折れ線グラフ下の表の太枠に北海道の公立学校の校種別の認知件数を記載してあります。

令和2年度の認知件数は、全ての学校種で減少し、合計19,145件であり、前年度と比較し、3,429件減少しています。

「2 学校種別いじめの認知学校数」では、認知率の太枠のところですが、小学校、中学校、高等学校は約6割の学校がいじめを認知している状況です。

なお、令和元年度と比較して、いじめの認知件数が減少した背景として、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し、児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないよう、学校において、正しい知識や理解を促したことなどにより、いじめの認知件数が減少したと考えられます。

生活環境や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性も考慮し、引き続き、いじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいくことが重要と考えております。

「3 いじめの解消状況」は、公立学校がいじめの種別解消率は、表の太枠のとおりでございますが、合計95.7%であり、前年度と比較し1.0ポイント減少しております。

資料1の一番下から裏面に掲載されております、「4 いじめ発見のきっかけ」については、すべての校種で、アンケート調査など、学校の取組による発見が最も多くなっております。

次いで、小学校、中学校、高等学校では、本人からの訴えが多く、特別支援学校では、「学級担任が発見」が多くなっております。

裏面2ページ目の中段の「5 いじめの態様」では、すべての校種で冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多くなっております。

次いで、小学校と中学校では、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが多く、高等学校と特別支援学校では、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるが多い状況でございます。

次に、3ページでございますが、本道の国公私立・小・中・高・特別支援学校における重大事態の発生件数は、令和2年度は11件でございます。

詳しくは、後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

(飯田会長)

それでは、質疑応答・協議に移ります。

ただいまの説明についての御質問、御意見のある委員の方は発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

減少、令和2年度、いじめの認知件数が減少したことにに関して、何か、こういう要因があるのではないかというのがございますでしょうか。

(松田課長補佐)

先ほども説明させていただいたところではあったところですが、新型コロナウイルス感染症の影響がどうしてもありまして、生活の環境が変化したということもございまして、児童生徒間の行動を取ったりする物理的な距離感が広がったということも影響していると考えているところでございます。

(飯田会長)

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(平野委員)

平野ですけど、いいですか。

(飯田委員)

平野先生、お願いします。

(平野委員)

統計資料の読み方という問題があるんですけども、僕は気になっているのは、認知している学校数が減っているというですね、皆さんも御存知のとおり、いじめの定義によれば、いじめのない学校はないと捉えるのが自然だと思うんですけども、北海道はなかなか認知数が伸びないところが課題だと考えているんですけども、道教委は、どのような数値の受け止めをしますか、教えていただきたいんですけども。

(飯田委員)

御質問ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(伊藤局長)

御質問ありがとうございます。

先生の方から、今、御質問いただいたのでいいますと、資料3の中段にあります、学校種別いじめの認知学校

数というところを、もう一度、御説明させていただきますと、小学校、中学校の学校数、それから認知率というのがあります。

この認知率ですが、学校の中で、いじめがあったと認知している、1件でも10件でも認知をしている学校の割合ということです。

小学校では、確かに学校の中で61.8%、約6割の学校が、認知をしているという回答ですが、裏を返すと、4割の学校が1年間通して、いじめはなかったという報告になるわけです。

そこが、平野先生の仰るとおり、懸念されていることです。

これは同様に、道教委としても懸念しております。

今回は、令和2年度の調査結果を御説明させていただいています。

今は、令和4年度ですので、もう一つ、1年さらに前の結果です。

令和2年度というのは、コロナが蔓延し始めた、どんなコロナウイルスの様子なのかまだ分からなかった時期ですので、学校が始まってから2か月間くらいは、臨時休校が続いていた、あの時期でございます。

そういった1年間ございました。

その中で見たときに、認知率自体も、僅かですが下がっているということは、大きな課題として、認知の割合が下がったその裏側に、認知のいわゆる漏れ、認知しきれていないケース、そういったことが、この中に多く含まれているという仮定に立てば、やはりこの4割、残りの4割というのは非常に大きな課題だと考えているところでございます。

学校の規模によって、本当にものすごく小さい学校もありますので、小規模の学校もありますし、大規模の学校もあります。

そういったことも含めて、小さい学校だからいいとか、そういうことでは、もちろんないのですが、そういった中からいうと、この4割という数字をどのように捉えるかというのは、私たちも非常に課題と思っております。

できればここで、他の委員の皆様方からも、この件について、御意見いただければ、私たちも考えたいと思います。

よろしくをお願いします。

(平野委員)

ありがとうございます。

追加しますと、もう一つの質問は、文科省では、認知数がゼロという学校には、保護者や生徒に確認をして、本当にゼロかどうかについての確認を取ることという文言があると思えますけれども、道教委としては、それを実施されているかどうかということについての質問です。

(伊藤局長)

道教委としても、節目ごとに各学校に対して、いじめの認知について、仮に、いじめの認知件数が0件であるということであれば、そのゼロであるということその学校の児童生徒、保護者に説明をして、それは、各学校の取組の検証にも当たりますので、今、私の学校では、1年間通して、また、この時期までにいじめはなかったということを引きちんと説明することについては、各学校に取り組むように指導助言し、取り組んでいただいているところです。

(平野委員)

その辺りは、ルーティーンになっているということですね。

(伊藤局長)

そうです。

繰り返し、毎年度、いじめに関する通知などを含めて、学校にお知らせする内容の中に必ず含めるようにして取り組んでおります。

(平野委員)

ということは、ゼロと拳がっているところは、いじめがないという認識をされている学校だという理解でいいですか。

(伊藤局長)

そうです。調査ではそうなりますので。ただ、最初の説明と繰り返しになりますけれども、その中で、いじめの認知の漏れがないのかどうか、ないようにしなければいけないと私たちは常にそういう危機感、課題意識を持ちながら取り組んでいます。

(平野委員)

やっぱり注意しなきゃいけないのは、件数が減るのはともかくとして、認知校数が減るというのは、ちょっと心配だなと正直思っています。

(飯田会長)

平野委員、貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

井上委員、お願いいたします。

(井上委員)

2点あるのですが、1点目は、今、平野委員が仰ったことに関わってですが、ちょうど休校が明けた頃以降、三密対策が一番厳しい頃の学校の様子を、学会でも取り上げて色々話を聞いている中で、非常に気になったのが、児童の様子、生徒の様子がなかなか見えない。

どうしても、コミュニケーションする場面が、教室の中で起こらないものですから、そういう場を見ることができないので、そういうところを自然な形で見るのがなかなかできないというようなことが、あちこちから言われていて、多分、その辺りを少し反映されている危険性があるな、ということ、今、お話を伺って、一つ思ったことと、もう一つは、これはアンケートですから、回答率を上げるためにシンプルにしていかなければいけないことの限界だと思っているのですが、色々散発的に聞く話の中で、実際の学校の中で、いじめる、いじめられる関係が、実は、オンラインの場面になると逆転していたりすると、報復合戦になっていたりすると、そういうようなことを結構聞きますので、これはかなり現代的な特徴だったりするかなと思っています、そういう複合的な抑圧暴力関係の問題についても、メスを入れていかないといけないかなと実は思っていたのですが、その辺りを少し、今日のデータから改めて思った次第であります。

以上です。

(飯田委員)

井上委員、ありがとうございました。

井上委員の御指摘に関して、何かもし、事務局の方でございましたらお願いいたします。

(松田課長補佐)

井上委員が御指摘いただいた、そういう状況もあるでしょうし、学校の方も心配されているという状況であると思っておりますので、先ほど伊藤局長の方から話もありましたが、認知漏れがないというような状況で、今後も進めていきたいと思っております。

御意見どうもありがとうございます。

(飯田委員)

井上委員、貴重な御指摘ありがとうございました。

本当にコロナ禍において、なかなかコミュニケーションが見づらいという御指摘から、いじめをしっかりと発見していく、そういうことが求められるという貴重な御意見だったと思います。

本当にありがとうございます。

他に、委員の皆様、いかがでしょうか。

新川委員、お願いします。

(新川委員)

今、資料3の北海道のデータということで挙げていただいているのですが、全国の平均と比べてどうなのか、北海道の特徴が何らかの形で現れるものなのかなとは思ったのですが、例えば、平野委員からもお話がありました、学校の認知率が6割台だということは、今、全国のデータ、私も自分で調べているのが正しいのかちょっと分からないですが、文科省が、令和3年11月22日に出したデータだと、インターネットでは。

おそらく、資料4で取組プランを出していただいたときは、3ページ目、平成29年度の調査で、いじめを認知してない学校の割合というところが、先ほど平野委員の質問のところと重なると思いますが、北海道の場合は46.8%で、全国は24.5%という形になっていて、北海道の認知してない学校の割合がこの時期では高かったというようなことになります。

全国の平均だと78.9%で、小学校が86.4%、これでも前年度から1.8ポイント減ですが、中学校も82.2%、これも前年度から4.1ポイント減と文科省の資料では書いてあって、逆に、高校が低く54.5%で、前年度から9.6ポイント減、特別支援学校は40.5%という形になっていて、正確に比較していいのかわからないですけど、小・中学校が、28年度から引き続き低いという形になっているかなというところと、一方で、全国的に高等学校が前年度から9.6%も下がっていて、54.5%になっているところ。

(松田課長補佐)

ちなみに、全国の平均値ですが、1,000人当たりの認知件数は、全国が39.7件、北海道が39.3件、私立も加わっています。

今、お手元の資料は公立だけです。

(新川委員)

学校の公立学校総数のうち、認知学校数というのは、資料3で出ていますので、今、認知件数の話だったかと思いますが、認知学校数、私これ見ているんですけど、これ最新ですよ。

(稲川主査)

都道府県別では、出ていないと思います。

(新川委員)

全国の平均ですね、これは。

分かりました。

全国の平均だと、認知件数は78.9%で、小学校が86.4%、これでも前年度から1.8ポイント減と書いてあります。

中学校も82.2%、これも前年度から4.1ポイント減と文科省の資料では書いてあって、逆に高校がすごい全国で低くて、54.5%で、前年度から9.6ポイント減、特別支援学校は40.5%という形になっていて、正確に比較していいのかわからないですけど、小中学校が28年度から引き続き、低いという形になっているかなというところと、一方で、全国的に高等学校が前年度から9.6ポイントも下がって行って54.5%になっているところが、北海道に関しては、あまり変わってないというか、昨年度から減ってない、高くなっていますよね、62.1%という形で。

これはどうして高等学校は変わらずに、小中学校が、小中学校もそんなに変わってはないのかなと思いますが、全国と比べて高等学校は認知できたという話なんですかね。

質問になってなかったですが。

(伊藤局長)

ありがとうございました。

今、私どもで正確な、きちんとした相関を作って、分析の資料を用意してなかったものですから、十分に新川先生の御質問に答えることができないのですが、先生が御指摘されたとおり、例えば、今まで私どもが、特にこ

の資料の1番目にあるとおり、認知件数が増えている、この認知件数が増えていること自体は肯定的に捉えています。

1,000人当たりの認知件数、割合・計で見たときには、全国平均とは大きく離れているわけではないのですが、もう一つ、認知学校数を改めて見たときに、学校によって、「認知している」「していない」の差が多少あるとしたら、差が全国と比べたときに、やはり大きな差に、今改めて見えてくるのです、今の御指摘を受けると。

もちろん、小中学校の前年度の比較の数字と、高等学校で増えた、減ったと言うのは、もう少し分析が必要だと思いますが、先程平野先生からの御指摘も合わせて、小学校、中学校、高校も含めて、今回で言うと、約6割の学校の認知率というところは、もう少し詳しく分析をし、対策を打つ必要はもちろんあるというふうに今考えております。

令和2年度、令和元年度、それから、これから秋口には今度、令和3年度の調査結果出ますので、併せて分析する必要があると考えております。

その分析もまた、秋口になりましたら先生方から、それぞれの御意見いただきながら、詳しく分析をして考えていきたいと、一緒に考えていきたいと思っております。

(飯田会長)

はい、ありがとうございます。

(新川委員)

もう1点いいですか。

今いただいた資料3のデータのいじめの解消状況というところの解消率というところが、小・中・高校と北海道の場合は90%以上となっているのですが、これも先ほどと同じ文科省の昨年度の11月のデータでいうと、これも単純に比較していいものかどうかちょっと分からないのですが、解消率が7割台という形で全国のは、取組中が2割台というような形になっているので、その北海道の特徴として解消していると捉えている学校が、多いかどうかというような、そういうところだったりとか、この認知学校数の違いが、どういうところからできているのかと、発見のきっかけの仕方が、県によって違ったりするのかとか、そういうところから、いろいろと分析できていくといいんだろうなと思いました。

以上です。

(飯田会長)

新川委員、御意見ありがとうございます。

貴重な御意見だと思えます。

つまり、この資料3は、特に不備があるわけではないのですが、北海道のデータですので、もし、全国のも分かれば、同じように、例えば増えていたり減っていたりすると、全国と同じような傾向の可能性もありますし、やっぱり北海道独自の可能性、特に二つ目に仰っていただいた解消率のことも、もちろん高いというのは、一見するといいことでもありますけれども、全国が7割だったとしたら、その解消が本当に解消してるのかどうかなども含め、しっかり考えていく必要があると思えますし、局長が仰った分析というのは、我々審議会委員もしっかり入って携わっていきたいと思えますので。

どうぞよろしくお願いいたします。

(三澤委員)

小学校、中学校、高校、特別支援学校と分かれて、パーセンテージが出ているが、子どもって成長して、小学校から中学校に移ったり、中学校から高校に移ったりとスライドしていくが、全体で見た時に、この「子ども」というくくりで見た時に、件数はどうなっているのか。

学校が変わって、小学校6年生の時に、いじめがあったが、中学校に行ったらそれはどうなっているのか。

子どもの成長に合わせたいじめの件数、解消率などは、全体でどうなっているのか。

(伊藤局長)

学年ごとによって、どれくらい違うかというイメージでしょうか。

(三澤委員)

学年ごとに別れていたりしていますが、令和元年時に小学校6年生だった人たちは、令和2年には中学生になっている。そうすると、いじめの件数が変わってくる。子どもが成長していくから。

(飯田委員)

分かります。ただ、それを表にするのは、ちょっと難しいところもあるかもしれません。

(三澤委員)

全体に、いじめがどのくらい認知されていて、具体的にないのかと。

(飯田委員)

単年度で毎年1年に1回調査するので、どうしてもその年度の件数になってしまう。

三澤委員が仰っているように、小学校4年生で認知したいじめが、小学校5年生でも続いているのかもしれないというような流れを見るデータや単年度だけではないデータがあれば、我々も考える材料がある、ということでしょうか。

(伊藤局長)

今、三澤委員のお話でいうと、ある子どもが、小学校6年生の所属していたクラスでいじめを受けていた。

その子どもたちが、そのまま隣の中学校に進学すると、そのときにいじめ事案が解消しないまま中学校に行ったときに、このいじめはどのようになっているのか、そういったことも追跡しながらということの御質問と思ったのですが、この調査自体が、いわゆる統計上の調査になっているので、今、飯田会長が説明していただいたように、年度ごとに発生した事案の数として、調査を検証します。

ですので、令和元年度小学校6年生のときに、いじめを受けていたとなると、それは令和元年度の調査時にも、小学校で1件となりますし、もし、残念なことですが、この集団がそのまま中学校に進学しても、やはりその解消していなければ、その令和2年度の中学校の段階で1件と数える。

調査上、統計として数える。

そういった積み重ねた数字ということになりますので、一つの事案ごと、追跡までは追えていない調査にはなります。

(飯田委員)

御指摘は大事で、大学教員がいるので、例えば、いじめられたという人がどのぐらいでいじめを解消したかというのを、例えば調査していくと、例えば2年ぐらいかかったとか、6か月で終わったとかそういうようなきつと研究は、研究者で行えると思いますので、そういうデータも併せてあると、色々理解しやすいのではないかと貴重な御意見があったと思います。

本当にありがとうございます。

他に、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは先ほど非公開とするとして「(3)その他」に移りますので、傍聴者、報道機関の方は恐れ入ります、退席の方をお願いいたします。